

議案第八〇号

三朝町契約條例の制定についで

三朝町契約條例を別紙のようにな制定するものとする

昭和三十六年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十六年十二月二十日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町(村)契約條例

(目的)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三条第一項但書の規定による契約の法並びに法第九十六条第一項第九号及び第二百四十三条第二項の規定により議会の同意を要する契約については、この条例の定めるところによる。

(契約方法に関する原則)

第二条 財産又は物件の売却若しくは貸与又は借入、工事又は製造の請負並びに物件、労力その他の供給に関する契約は、第三条及び第四条に定める場合を除くほか、一般競争入札に付さなければならぬ。

(指名競争入札によることのできる場合)

第三条 左の各号に掲げる場合には、指名競争入札によることができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数であるとき、若しくは工事の執行方法が特殊技術を必要とするとき、又はその他一般競争入札に付することが不適當であるとき。
 - 二 予定価格百万円以下の工事又は製造の請負をさせるとき。
 - 三 予定価格五十万円以下の物件、労力その他の供給をさせるとき。
 - 四 予定賃借料の年額又は総額が二十万円以下の物件の借入をするとき。
 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が十万円以下の財産又は物件の貸付をするとき。
 - 六 予定(見積)価格十万円以下の財産又は物件の売却又は交換をするとき。
- 2 随意契約によることのできる場合においては、指名競争入札に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第四条 左の各号に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 臨時急施を要するとき。
- 三 予定価格二十万円以下の工事又は製造の請負をさせるとき。
- 四 予定価格十万円以下の物件、労力その他の供給をさせるとき。
- 五 予定貸借料の年額又は総額が五万円以下の物件の借人をするとき。
- 六 予定貸料の年額又は総額が五万円以下の財産又は物件の貸付をするとき。
- 七 予定（見積）価格が五万円以下の財産又は物件の売却又は交換をするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 官公署又は公共的団体と契約するとき。
- 十 入札の価格が入札に要する経費に比較して得失相償わないとき。
- 十一 競争に付しても入札者がなく、又は再度入札に付しても落札者がなく、保証金及び期限を除くほか、当初競争に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更しないで契約するとき。
- 十二 落札者が契約を結ばないときに、期限を除くほか、当初競争入札に付するとき定めた条件を変更しないでその落札金額の範囲内で契約するとき。
- 十三 現に契約履行中の工事製造又は物件の供給に直接関連する契約を、現に履行中の契約の相手方以外に履行させることを不利とするとき。
- 十四 土木工事（農林土木工事を含む。）をその地元利害関係者の共同請負にさせるとき。

(普通議決を要する一般競争入札による契約)

第五条 一般競争入札による契約で、左の各号に掲げるものは、議会において出席議員の過半数の同意を得なければならない。

- 一 予定価格三百万円以上の工事又は製造の請負
- 二 予定価格百万円以上の物件、労力その他の供給
- 三 予定賃借料の年額又は総額が五十万円以上の物件の借入
- 四 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円以上の財産又は物件の貸付
- 五 予定(見積)価額百万円以上の財産又は物件の売却又は交換

(普通議決を要する一般競争入札以外による契約)

第六条 一般競争入札以外の方法による契約で左の各号に掲げるものは、議会において出席議員の過半数の同意を得なければならない。

- 一 予定価格二百万円以上の工事又は製造の請負
- 二 予定価格六十万円以上の物件、労力その他の供給
- 三 予定賃借料の年額又は総額が二十万円以上の物件の借入
- 四 予定賃貸料の年額又は総額が二十万円以上の財産又は物件の貸付
- 五 予定(見積)価格二十万円以上の財産又は物件の売却又は交換
- 六 一件の見積価格十万円以上の物件の無償譲渡
- 七 前各号に掲げる以外の性質又は目的を有する契約

(特別議決を要する契約)

第七条 左の各号に掲げるものは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

- 一 予定価格一千万円以上の工事又は製造の請負
- 二 予定価格五百万円以上の物件、労力その他の供給
- 三 予定賃借料の年額又は総額が百万円以上の物件の借入
- 四 予定賃貸料の年額百万円以上の財産又は物件の貸付
- 五 予定（見積）価格三百万円以上の財産又は物件の売却若しくは交換
- 六 一件の見積価格五十万円以上の財産又は物件の無償譲渡

（契約成立までの処置）

第八条 第五条から前条までに掲げる契約については、町（村）長は議会の同意を得たときに当該契約が成立する旨を、併せて約定しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際に現に効力を有する契約については、この条例によつて締結されたものとみなす。
- 3 三朝町の工事請負員及物件貸付その他供給に関する条例（昭和二十三年三朝町条例第十四号）は廃止する。